

「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」の公布

～確定給付企業年金における裁定手続き等のオンライン化について～

対象

内容

DB

DC

退職金

その他

法令通知

財政運営

会計基準

その他

概要・背景

- ✓ 年金制度における各種手続きのオンライン化を目的とした「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」※¹が、9月30日に公布されました※²。
- ✓ 確定給付企業年金（以下、DB）においては、オンライン手続きで給付の裁定の請求等が可能である旨、DB法施行規則※³に明記されました。本年金ニュースでは、DBの事業主・基金さまの実務に関連する改正内容についてご案内いたします。
- ✓ 本省令改正に伴うDBの規約変更手続きや、信託4社が共同利用を予定している新システム「LIBE」との関係性については、今後「DB年金事務ニュース」で詳細をご案内する予定です。

※1 国民年金基金規則等の一部を改正する省令

<https://www.kanpo.go.jp/20250930/20250930g00218/20250930g002180314f.html>

※2 意見募集開始について（年金ニュースNo.556でご案内）

https://www.tr.mufig.jp/houjin/iutaku/nnews/pdf/nnews_2025_143.pdf?20250910

※3 確定給付企業年金法施行規則の一部改正

<https://www.kanpo.go.jp/20250930/20250930g00218/20250930g002180322f.html>

施行期日

2025年10月1日

DBの主な改正ポイント

	内容
①	「事業主が行う基金への氏名変更の届出」、「受給権者の氏名・住所変更の届出」の方法について、書面での提出に加え、電子情報処理組織（パソコンやスマートフォン等を用いたオンライン手続き、以下同じ）での提出が明記されました。 （関連条項：DB規則第23条の2、DB規則第23条の3）
②	「給付の裁定の請求」の方法について、書面での提出に加え、電子情報処理組織での提出が明記されました。 また、以下に該当する場合、添付書類を省略できる旨規定されました。 （1）<u>生年月日を証する書類</u> 受給権者が給付の裁定の請求にマイナンバーカードに登載された「署名用電子証明書」を付加して事業主等に提出した場合は省略可 （2）（1）以外の書類 受給権者がマイナポータルから取得した情報を事業主等に提出した場合は省略可 （関連条項：DB規則第33条）
③	「未支給の給付の請求」の方法について、書面での提出に加え、電子情報処理組織での提出が明記されました。 また、受給権者がマイナポータルから取得した情報を事業主等に提出した場合、書類の添付を省略できる旨規定されました。 （関連条項：DB規則第34条）
④	老齢給付金の支給開始後5年以内に一時金を請求する場合、特別な事情があることを明らかにする書類の提出方法について、書面での提出に加え、電子情報処理組織での提出が明記されました。 （関連条項：DB規則第35条）
⑤	移換元DBから脱退一時金相当額の移換を受けた際に移換先DBの事業主等が行う中途脱退者への「脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知」の方法について、書面での提供に加え、電子情報処理組織での提供が明記されました。 （関連条項：DB規則第89条の6）
⑥	企業年金連合会と受給権者間の手続き等について、オンラインでの対応が規定されました。 （関連条項：DB規則第104条の17、DB規則第104条の19、DB規則第104条の21）
⑦	「死亡の届出」の方法について、書面での提出に加え、電子情報処理組織での提出が明記されました。 また、遺族がマイナポータルから取得した情報を事業主等に提出した場合、書類の添付を省略できる旨規定されました。 （関連条項：DB規則第118条）

主な改正内容

1. 氏名・住所変更の届出について

以下手続きについて、電子情報処理組織での提出を可能とすることが明記されました。

- ・事業主から基金への氏名変更の届出 (DB規則第23条の2)
- ・受給権者から事業主等への氏名・住所変更の届出 (DB規則第23条の3)

	提出方法
変更前	書面での提出のみ
変更後	書面または電子情報処理組織での提出

2. 給付の裁定の請求について

給付の裁定の請求（未支給給付を含む）（DB規則第33条、第34条）について、電子情報処理組織での提出を可能とすることが明記されました。

また、給付の裁定の請求を電子情報処理組織で行う際、受給権者がマイナンバーカードに登載された「署名用電子証明書」を付加して事業主等に提出した場合、「生年月日を証する書類」の添付が省略できます。

その他の証明書類（※）については、受給権者がマイナポータルから情報を取得して事業主等に提出した場合、添付が省略できます。

※「その他規約で定める給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類」、「障害給付金、遺族給付金や未支給給付の裁定請求時に添付する書類」

	提出方法
変更前	書面での提出のみ ＜添付＞ ①生年月日を証する書類（※） ※事業主等が機構保存本人確認情報で生年月日を確認した場合 添付省略可 ②その他の証明書類
変更後	書面または電子情報処理組織での提出 ＜添付＞ ①生年月日の証明書（※） ※以下いずれかの方法で提出省略可 ・事業主等が機構保存本人確認情報で生年月日を確認した場合 ・裁定の請求に署名用電子証明書を付加して提出した場合（今回追加） ②その他の証明書類（※） ※マイナポータルから情報を取得して提出した場合省略可（今回追加）

3. 死亡の届出について

DBの受給権者が死亡したときは、遺族は30日以内に事業主等に届け出なければなりません。この死亡の届出（DB規則第118条）について、電子情報処理組織での提出が可能であることが明記されました。

また、「受給権者の死亡を証する書類」について、遺族がマイナポータルから死亡情報を取得して事業主等に提出した場合は添付が省略できます。

ただし、現状はマイナポータルから死亡情報は取得できません。将来的に取得できるようになることを想定したものです。

	提出方法
変更前	書面での提出のみ ＜添付＞ 受給権者の死亡を証する書類
変更後	書面または電子情報処理組織での提出 ＜添付＞ 受給権者の死亡を証する書類（※） ※マイナポータルから情報を取得して提出した場合省略可。 ただし、現在は取得不可（今回追加）

以 上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金信託部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。